

令和6年2月8日

熊本市立帯山中学校保護者の皆様

熊本市立帯山中学校

校長 桃崎 剛寿

教職員と生徒の間におけるSNS等を利用した連絡  
及び  
学習用タブレット端末の適正な使用について

日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、本市では教育委員会からの通知により、教職員と生徒とのSNS等による私的なやり取りは禁止されているところですが、通知後も、本市教職員と生徒の間におけるSNS等による私的なやり取りが発覚しており、その中には、業務上のやり取りから私的なやり取りに発展したケースも見られるところ  
です。

よって、業務上必要なやり取りについてもその取扱いを明確化するため、教育委員会において、本市における教職員と生徒の間におけるSNS等利用に関する基本方針及び基本方針細則が定められました。

また、教職員との連絡だけではなく個々における生徒の学習用タブレット端末使用についても、心身の健全な発達を阻害するケースが見受けられます。このことについても、学校としてはスクリーンタイム等を活用したペアレンタルコントロールのもと、御使用していただきたく存じます。

つきましては、教職員と生徒の間における連絡の基本方針及び基本方針細則について御理解、御協力いただきとともに、お子さまの情報端末の適正な使用についても添付資料を御活用いただきますようお願いいたします。

添付データ

- 1 基本方針及び基本方針細則（適用日：令和6年1月1日）
- 2 スクリーンタイム設定方法
- 3 保護者向けリーフレット「新時代の学び」に向けた1人1台タブレット端末貸与について
- 4 中学生向け情報端末ガイドブック